

第十三回 参議院建設委員会會議録第五十四号

昭和二十七年六月十八日(水曜日)午前十一時十七分開会

委員の異動

六月十六日委員松浦定義君辭任につき、その補欠として一松定吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 廣瀬與兵衛君
理事 田中 一君
委員 石川 榮一君
島津 忠彦君
深水 六郎君
前田 綱君
門田 定藏君
三輪 貞治君
東 陸君

委員外議員

- 大野 幸一君
遠藤 三郎君

衆議院議員

- 松田 道夫君

政府委員

- 資源庁鉱山局長 松田 道夫君
常任委員 菊池 璋三君
会専門員 武井 篤君
会専門員 武井 篤君

法制局側

- 法制局長 奥野 健一君

本日のお会議に付した事件
○伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今より建

設委員会を開会いたします。伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案を議題に供し

先般厚生委員会より合同審査の申入れがございましたが、厚生委員会の御都合によりまして委員外發言をしいと、こういふことでもございました。で、厚生委員会から大野幸一君が質疑をされることになっております。只今答弁者として提案者の遠藤君、鉱山局長松田君、土地調整委員会事務局局長島君、参議院法制局長奥野君が見えております。厚生委員の大野幸一君の質疑をお願いいたします。

○委員外議員(大野幸一君) 私は厚生委員会との立場といたしまして数点お尋ねしたいと思つております。

先ず第一に衆議院で修正議決されました伊東国際観光温泉文化都市建設法の執行者は同條の第一項によつて鉱物の採掘、土石の採取その他の行為で観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼすものを禁止し、若しくは制限し、又は当該禁止若しくは制限に違反した者に対して原状回復その他必要な措置を命ずる場合にあらかじめ東京通商産業局長の同意を得なければならぬといふように衆議院で修正されましたに至つた経緯を衆議院の立案者からお承りしたいと思つております。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 只今の御質問にお答えいたしますが、この伊東市の国際観光温泉文化都市の地域内に於いて鉱業権の設定その他土石の採取

等の問題につきまして著しい影響を温泉に及ぼす場合には制限又は禁止することができると、こういうような規定になつておりますが、これは鉱業権の本質の問題に於いて参りますので、通商産業大臣の關係を以てつきりさせる必要がある、つまり鉱業権の一貫性と

○委員外議員(大野幸一君) 調整のためという御答弁ですが、最終的には東京通商産業局長が同意がなかつた場合にはそれを禁止又は制限はできないことになつて、最終決定権を局長が持つてもそれでよいのかどうかという点についてはどうお考えになりますか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) その点につきましては、こういうふうな建前になつておりますと、勿論通商産業局長が最後の決定権は持ちますが、事情をよく具申をしまして、そうして無理のないようにやつて頂く、両方の相談を話し合ひをすることが法律の上でできると行く、こういう形になると思つて

○委員外議員(大野幸一君) その点については具体的な問題になつて参りますから、その具体的な問題に臨んで決定される問題でありまして、あらかじめ抽象的にきまつて参らない、こ

○委員外議員(大野幸一君) そうするにそのウエイトは温泉源の枯渇をまあ伊東市側としては第一に考えられるのでしようし、やはり通産局といたしましては鉱物資源確保のためにという

うふうに解釈しておるわけでありま

○委員外議員(大野幸一君) 局長の同意拒否権、拒否する場合に対する境界は抽象的でもきまつておるのか、きまつていないのか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) その点については具体的な問題につきましてその具体的な問題の発生に応じて決定されることと思つております。鉱業権を設定したしまして、この鉱業権の発動として土石の採取或いは鉱山の採掘をする、その採掘の仕方等についてはこの程度じやいけない、これならばよろしい、こ

○委員外議員(大野幸一君) そのウエイトの問題につきましては、これは全く意見が一致しておつたわけでありま

○委員外議員(大野幸一君) 若し同意を与えなくて採掘を許可した、許可したけれども実際には鉱物がなかつた、

においては温泉を保護するという意見はもう一致しておるわけでありま

○委員外議員(大野幸一君) 若し同意を与えなくて採掘を許可した、許可したけれども実際には鉱物がなかつた、

○委員外議員(大野幸一君) 若し同意を与えなくて採掘を許可した、許可したけれども実際には鉱物がなかつた、

○委員外議員(大野幸一君) 若し同意を与えなくて採掘を許可した、許可したけれども実際には鉱物がなかつた、

○委員外議員(大野幸一君) 若し同意を与えなくて採掘を許可した、許可したけれども実際には鉱物がなかつた、

しよすが、併しながらこれはその一國民がその鑑査権の設定をする場合とは異なるので、鑑査都市事業執行者がその責任において條例に基いて禁止又は制限をするという一つの場合に、これはやはりその責任の所在を大臣にしておいたほうがよいように考えられるのであります。仮に大臣にしておいても實際は局長の諮問に依じて大臣が決裁するといふことになるのであります。この温泉法かなんかによりまして、或るときには通商産業局長に権限を与え、或るときには厚生大臣云々といふところも見受けられるのであります。これは通商産業大臣といふことにはまぬ修正しても別に免議者のほうとしては異議がないように思われて、厚生委員会でもその意見が多かつたやうであります。この点についてはどういふ御意見を持っておいでになりますか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) その点につきましては、これは官庁の機構の問題になると思ひますので、むしろ鉱山局長からお答え願つたほうが適當かと思ひますが、提案者としては、通産局長と書きましても、通商産業大臣と書きましても、結論は同じ通産局長のところできまして行くと、こゝうのことではありますから、むしろ便宜の上から、余り局長から次官、大臣へ行くとつたやうなことではなくして、出先の責任を持つておる通産局長が最も事情にも明かしく、地元の人たちとの折衝も頻りに行われますから、これら間違はないではないか、こゝういふやうに考へてこの案に私も同意して参つたやうな次第であります。

○委員外議員(大野幸一君) 次に第三

條の第三項ですが、この「禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、伊東市は、通常生ずべき損害を補償しなけれはならない」と、こゝういふやうに書いてありますが、損害はまあ不法行為による損害、債務不履行による損害、これにこれは入らなくて、法律上規定されたる損害のわけであり。議員立法でありますから、伊東市の補償すべき損害といふのはどういふ場合を予想して、又どの限界までを予想してこれは提案されたものであるか承りたかと思ひます。

○衆議院議員(遠藤三郎君) この通常生ずべき損害につきましては、昨日の委員会でも申上げましたが、具体的な問題に臨んでから行つて行くものであります。今これ、これ、これといふやうにはつきり指摘することができないことを甚だ遺憾に思ひます。ただ鉱区税のやうなものはもうはつきりした通常生ずべき損害と言ひ得ると思ひます。それから更にどの程度まで具体的な問題についての損害賠償の責任が発生するかにつきましては、これはまあ相当因果関係と言ひますが、賠償の一般原則に思ひます。その時、その場合々々によつてこれは常識的に見て、この問題から当然発生して来る損害である、こゝういふ常識的な判断によつて損害の範囲がきまるべきものであると、こゝういふやうに考へておる次第であります。なおこの点につきまして私も法律の素人でありまして、衆議院の法制局長の御指導を願つておつたのであります。こゝういふやうに書いておけば常識的にきまつて行くのであらう、こゝういふことではありますから、

御了承を願ひたいと思ひます。  
○委員外議員(大野幸一君) まあ法制局長に任せられることも結構でございます。すけれども、この通常生ずべき損害といふのは、後にこれは例えば裁判官が裁判をするときには、その人の判断によつてはあながち一定して生ずる損害で、相当因果関係によつて生ずる損害といふことになる。その中には將來得べかりし利益も入るわけでありま。この採掘禁止の結果、將來鉱物採掘をするならば当該権利者はこのくらの利益があつたであらうといふやういふことも相当因果関係から来れば、こゝういふ損害も包含されるわけですが、そうすると一つの見直しによる損害を負担し、而も實質上においては鉱業権の買取にまで同じやうな結果を生じなければならぬ場合もある。現に伊東市でありましたかどこか、曾つては鉱区を買収してこの難を逃れたと、こゝういふこともあつたやうでありま。それによつて相手方に生じた損害、これは採掘権を禁止するのですから、当然通常生ずべき損害ではないではないか、こゝういふやうな議論もこれはできないわけですが、併し伊東市がそんな損害も予想しているとは考へられないので。然らばあなたは今考へておいでになる損害といふものは通常生じた禁止又は制限に至るまでに受けた損害と、こゝういふやうにも解釈できるもので。將來の得べかりし利益は含まれないものと解釈してよろしいのですか、どうですか。

したときの法制局長の意見では、まあ大したことではない、そんな將來起きるであろう利益まで補償するようなことはないだろうといふやうなことを言うておられましたので、或いはそのかも知れないと、こゝう思つておりました。併し何にしましてもこの問題は裁判所が決定する問題でありますから、幸い今日は法制局長のおいででございますから、參議院の法制局長の御当局からこの見解を伺つて頂いたらと思ひます。

○委員外議員(大野幸一君) いや立案者としては伊東市はそんな得べかりし利益まで損害を賠償する意味は含まれていないのだから、こゝう考へておいでななかどうかといふあなたのほうの立法者の意思です。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 伊東市は非常に貧乏な市でありますから、到底そこまで莫大な賠償をする能力がないのぢやないかと、こゝういふやうに思つておられます。又こゝまで賠償しなくてもいいんぢやないか、こゝういふやうに私は考へておられます。

○委員外議員(大野幸一君) 法制局長から一つこの問題に対する見解を承わつておきたいと思ひます。  
○法制局長(大野幸一君) お答えいたします。通常生ずべき損害の云々の補償という條文はいろいろ各法律に出で来るのであります。これは元は恐らく債務不履行のいわゆる民法の四百十六條であります。或いは不法行為の損害賠償に関する原則、それらにこゝに現わしたのであらうと思つてあります。御承知のように損害のうちには通常生ずべき損害と、そのほかに特別の事情によつて生ずる損害と二つ

あるわけで、その特別の事情による損害といふものは賠償する必要がないが、通常生ずべき損害を賠償しなければならぬといふやうに規定されておるものと考へざるを得ないと思つてあります。そこで通常生ずべき損害といふのは何かと言ひますと、禁止、制限によつて相当因果関係を持つ、相当因果関係のある結果となつた損害でありまして、只今お話の得べかりし利益といふものは大抵の場合において特別事情による損害になる場合が多いと思ひます。それが禁止、制限のために得ることのできなかつたといふ場合は、やはりこゝに通常生ずべき損害といふことになるわけでありまして、結局禁止、制限がなかつたと仮定すれば、その人があるべき財産状態と、禁止、制限の結果生じたその人の財産状態との差額、これが損害といふことにならうと思ひます。その損害は予見し得べき、即ち相当因果関係の範囲に於いて限定を受けるといふやうに解釈するのであります。

○委員外議員(大野幸一君) 通常の場合にはその解釈してよろしいと思ひますが、鉱区権の制限、禁止から来るところは、通常生ずべき損害といふものは、とにかく地下に埋蔵するところのものを対象としなければならぬので、これは見よによつては、或いは又専門家鑑定によつては莫大なる損害を賠償しなけれはならないといふやうなことに至るので、この場合特にこの鑑査権を対象とする通常生ずべき損害は、これだけではない、今免議者のおつたやうな意見と相違した解釈がなされる

あるわけで、その特別の事情による損害といふものは賠償する必要がないが、通常生ずべき損害を賠償しなければならぬといふやうに規定されておるものと考へざるを得ないと思つてあります。そこで通常生ずべき損害といふのは何かと言ひますと、禁止、制限によつて相当因果関係を持つ、相当因果関係のある結果となつた損害でありまして、只今お話の得べかりし利益といふものは大抵の場合において特別事情による損害になる場合が多いと思ひます。それが禁止、制限のために得ることのできなかつたといふ場合は、やはりこゝに通常生ずべき損害といふことになるわけでありまして、結局禁止、制限がなかつたと仮定すれば、その人があるべき財産状態と、禁止、制限の結果生じたその人の財産状態との差額、これが損害といふことにならうと思ひます。その損害は予見し得べき、即ち相当因果関係の範囲に於いて限定を受けるといふやうに解釈するのであります。

場合がある。であなたはそれじや鉦区  
権の場合を予想して、例えばこれを金  
の鉦業権、金採掘の鉦業権と仮定し  
て、どの程度までをその通常生ずべき  
損害とすることに考えられるのでしよ  
うか。

○法制局長(奥野健一君) まあ最大限  
度の損害とすることを考えて見ますれ  
ば、ここに持つておる鉦業権と言いま  
すか、その鉦業権を殆んど行使するこ  
とができない、全部に禁止されたとい  
定いたしますれば、結局それはその鉦  
業権の持つ通常の価格、それをまあ仮  
に鑑定価、市価というふうなものがあ  
りますかどうか、鉦業権の通常の  
そのときの時価を限度として、それ以  
上のものではないと思ひます。ですか  
ら或る金山の鉦業権をどういふふう  
に評価されますか、その評価の限度にお  
いてまあ仮に資金に例をとりますと、  
半分だけがその行使を妨げられたとい  
う場合は、そのまあ期間とかいろいろ  
るによりますが、それに依りて損害を  
算定できるのではないかと思ひます。

○委員外議員(大野幸一君) そうなる  
と折角法律で鉦業権自体を禁止し又は  
制限するということをした理由が、  
むしろこれは鉦業権を買収することが  
できるという事になつてしまふ。鉦  
業権まで買収してやらなければならん  
という事ならば、立案者の趣旨と相  
当懸隔があるのです。そうならば立  
案者の趣旨をここに表現できるよう  
に、損害の限度、賠償すべき限度をも  
う少し明確にしておかなければなら  
ないのだらうと、こゝういふふう  
に思ふのですが、通常生ずべき損害  
だけでは十分である。例えて言ひ  
なら、まあ鉦業権の時価といふこと  
になると、これ

は鑑定によつては莫大なものになる  
と、こゝう思ふのです。鉦業権は御承知  
の通りまあ採掘権でありまますから、別  
にそれが埋蔵されている鉦物が鉦業権  
者の所有ではないのであつて、但しそ  
れを法律で禁止又は制限すればそれは  
鉦業権の消滅と解してもよい。鉦業権  
はあつても例えば通常局長から鉦業権  
を設定を受けても、併しこの法律によ  
つて執行者が禁止又は制限すれば、そ  
の範囲内においては鉦業権は消滅する  
と考へてもよろしい。消滅するけれど  
も、全部を鉦業権者の損害に附せしめ  
てしまふことはしない、それまでに  
受けた鉦業権者の損害だけは賠償しよ  
うと、こゝういふのが立案者の趣旨ら  
しいです。そうならばこの通常生ずべき  
損害をもつと具体的にしておかなけれ  
ば裁判官としては今のような鉦業権買  
収の結果と同じ補償をしなければなら  
んといふことになると、ずっと小都市  
におけるこの法律自体の目的が達せら  
れなくなつてしまふ、こゝう考へるので  
すが、どうですか。禁止又は制限すれ  
ばその範囲内において鉦業権が消滅し  
たと解釈して差支えないじやないで  
すか。その結果によつて消滅したのだか  
らそれ以前までにおいてこれを鉦業権  
者の損害だけは賠償すると、そゝうい  
ふことになつてよろしいじやないかと思  
ひます。

○法制局長(奥野健一君) お説の通り  
で、これは鉦業権自体を消滅せしむる  
のではなく、鉦業権に基く個々の処分  
を禁止、制限するものと思ふのであり  
まして、若しその個々の鉦業の全面的  
に、若し仮に、而も永久的に禁止して  
しまふといふのであれば、それは殆ん  
ど鉦業権を消滅せしめたと同じこと  
になつて、その場合には最大限度その鉦  
業権の価格だけを賠償しなければなら  
んといふことになりましようが、その  
うちの何割であるとか、或いはそのど  
ういふふうな禁止、制限をするかによ  
つてその範囲内においておのずから損  
害の額が算定されると思ふのでありま  
す。それで結局これは禁止、制限をさ  
れたことによつて生ずる損害で、それ  
までは、仮に禁止されてなければ、そ  
れまでは何ら影響はないのでありま  
す。禁止、制限を受けたことによつて  
後に生ずる、それがために生ずる損害  
といふことで、若しその場合に通常生  
ずべき損害より或る限度を加えて、そ  
の限度において賠償するといふことに  
いたしますと、今度は禁止、制限を受  
けるほうからいたしたと非常に、む  
しろ財産権の憲法の保障といふような  
問題にもぶつかつて来るので、まあお  
のずから裁判所におきましてもその殆  
んど全面的に禁止して鉦業権なきに等  
しきまでに禁止を受ければ、恐らくそ  
の鉦業権の価格を限度といたしまして  
賠償するといふことになれば、それ以  
下の禁止、制限であればおのずからま  
あ鑑定等によつてこれはなか／＼むず  
かしいと思ひますが、判定がつくので  
はないか。なおそのほかに大体これは  
恐らく鉦業権者とその事前において話  
合ひによつて解決つく途も多々あろう  
かと思ひますので、ほかにもいろいろ  
例もあります、大体こゝういつたよう  
な例になつてゐるよう、具体的にい  
ろいろ問題もあろうかと思ひますが、  
一応これで財産権の保障はこれで保障  
されてゐるといふことが言えると思  
ひます。

○委員外議員(大野幸一君) それは財  
産権の保障、鉦業権者の面から言へば  
そうですが、併しこの禁止、制限はや  
はりその法律を守つて平和社会に貢献  
しようとする公益上のために禁止、制  
限をするので、鉦業権といへども公益  
のために制限されることは、これは止  
むを得ないことだ、特に私人の持つて  
いる、一個人の持つてゐる財産権が公  
益のために制限されることは止むを得  
ないことであつて、それを以て直ちに  
憲法に抵触する、財産権を侵害したと  
は考へられない。そこで私は立案者の  
趣旨がどうも先ほどから承つて見る  
とそんな鉦業権買収なんかもしなければ  
ならないやうな結果になるからこの  
法律を出してゐるのだといふことが家  
議院か何かの速記録に出ておりました  
ので、鉦業権の買収の限度まで損害賠  
償を求めるといふことは、損害賠償の  
義務を負ふといふことは、仏作つて魂  
入れずの法律になつてしまふと思ふ。  
そこで立案者の趣旨を以て解釈して見  
ると、これは禁止又は制限するまでに  
至つた損害、そう見られなければなら  
ない。通常生ずべきといふ何か未だの  
予見し得べからざる通常予見し得べき  
損害も含まれてゐるやうであるから、  
本当に立案者の趣旨を見るならば、通  
常生じた損害、そゝういふふうな修正す  
ればそれで立案者の趣旨になるのかど  
うか、法制局長は、それは法律の技術  
上の解釈ですか、どうですか、修正し  
たらばそゝういふことにならぬのか。

○法制局長(奥野健一君) 私は禁止、  
制限によつて将来生ずる損害を賠償す  
るといふので、それまでの損害とい  
うのはどういふ、結局禁止、制限され  
た結果、将来やつて行けないから、過去  
にいろいろ設備があつた、その設備

は不用になつたからその賠償といふ  
うな意味にとる。それも禁止、制限が  
なければそゝういふことはないのであ  
りますから、禁止、制限の結果将来そ  
ういふことに損害が生ずるのでありま  
す、それは単に不用になつた設備とか  
その他機械とか、或いは費用とかい  
つたものだけではないかどうかといふこ  
とは、なお検討を必要と思ひます。

○委員外議員(大野幸一君) そゝうな  
ん、制限……  
○法制局長(奥野健一君) それも禁  
止、制限……  
○衆議院議員(遠藤三郎君) 只今のお  
話でございすが、実情といふことを  
一言申させて頂きたいと思ひます。実  
情としましては、伊東の市の地域内で  
現在鉦業権がただ一つ設定されてい  
る。これは昭和七年であります、当  
時も強硬に当市は反対をいたしました  
けれども、どういふ事情か知りませ  
んが、鉦業権が許可されました。この鉦  
業権が許可されましたので伊東市民  
としてまあ大問題になりました、何と  
かしてこれを買収するがよいといふこ  
とで、採掘をする目的でなく、採掘  
しない目的で伊東市がこれを当時の金  
にしては莫大な費用を出して買収した  
のであります。そこでその後二十七件  
に亘つて申請が出ておりますが、これ  
らはまだ一つも許可されておりませ  
ん。従つて現在は伊東市が持つてお  
る鉦業権以外には鉦業権はないのであ  
ります。これからの設定の問題になる  
のであります、これから鉦山局長が設  
定される場合に、許可をされる場合  
にはこの禁止、制限が行われるとい  
ふことを、こゝういふことを予見して鉦業

権の設定の許可をする場合の条件等を  
 鉱山局長が定めることができることにな  
 がつておりますから、禁止をしたがた  
 めに著しい損害を与えるであろうとい  
 うような許可の仕方はいらないというよ  
 うな結果になつて行くと思つたのであり  
 ます。この点はこの修正案の狙いの大  
 きな点だと思つておられます。鉱山局長と  
 伊東市というものがきちつと調整がと  
 れて、うまい結論が出れば、そうして  
 大きな損害の賠償の問題なんか出て行  
 かないような、そういう措置が講じら  
 れている、そういうふうに考へており  
 ますので今の御質問の趣旨は誠に有難  
 い御質問であります。これでもうま  
 調整がとれて行くであろう、こういう  
 ふうに提案者は考へておりますから御  
 了承願ひたいと思ひます。

○委員外議員(大野幸一君) そうする  
 と、まあ鉱区権について言われれば、  
 立案者の趣旨だけは承つておきたい  
 のですが、鉱区権について言えば、損  
 害を賠償するときは、今予想される  
 損害というものは恐らく鉱区権を許可  
 される時にすでにこういうことも通  
 産局長は考慮されておるのであるか  
 ら、鉱区権を莫大に買収しなければな  
 らんというふうな、そんなことは予想  
 してないという、そんな心配もなか  
 ろう、こういうふうにお考えですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) その通り  
 でございます。  
 ○委員外議員(大野幸一君) ちよつと  
 政府委員のかたにお聞きしたいので  
 すが、これが、こういう條文が発動す  
 るまでは、その前提にどういふよう  
 な手続が行われて進んで行くのですか、  
 先ほどの遠藤衆議院議員の言われたよ  
 うな、そんな順序になつて行くのです

か。  
 ○政府委員(松田道夫君) 只今提案者  
 の遠藤先生から御説明がございました  
 ように、現在伊東市の中で三五〇ぐら  
 いな、土地調整委員会が指定されまし  
 た区域外になつておりました、これは  
 現在の段階では鉱業権を許可してはい  
 かんというふうにはなつていないわ  
 けでございますが、現在出願中のもの  
 が数件ございまして、この出願を通産  
 局長が処理いたします場合には、都道  
 府県知事の意見を聞かなければなら  
 ないという鉱業法自体の規定に従いま  
 して、御意見を聞きまして、温泉その他  
 の関係他産業、いろいろ公益上の点  
 をも考慮いたしまして許可をするわけ  
 でございます。従つて許可をいたし  
 まして操業いたしますがためには、初  
 めからここを掘れば温泉のじやまにな  
 る、温泉がとるといふふうなことは  
 予見できない場合に大体許可をする  
 という恰好で進んで行くかと思ひま  
 す。

○委員外議員(大野幸一君) その土  
 地、まあ伊東市は何があるのですか、  
 埋蔵物は金ですか、その他の鉱物で  
 か、どちらですか。予定されているの  
 はどこですか。  
 ○政府委員(松田道夫君) 現在出願さ  
 れて来ておりますものを拝見いたしま  
 すと、金が殆んど全部ございまして、  
 一つだけ明礬石の出願がございませ  
 ぬ。○委員外議員(大野幸一君) 全国のこ  
 れは何がぐらいですか。鉱区権として  
 は、鉱区の面積としてはあと残つてい  
 る……。

○政府委員(松田道夫君) 全国の金の  
 鉱区の面積、実は存じませんが比較  
 できませんが、この法律が適用になり

ますのは申上げるまでもなく伊東の市  
 の区域だけに限られておりました、只  
 今申上げましたように伊東市の三五〇  
 の区域が問題の地域として残つており  
 ます。只今その区域の中に全部引つ  
 るめて出願がございせんので、その  
 中の部分的な地域に出願がございま  
 す。従ひまして鉱区の面積は出願され  
 ておるものは余り現在のところでは全  
 国に比較いたしますと大きいものとい  
 うわけには参らないのではなからうか  
 というふうにお考へております。

○委員外議員(大野幸一君) どうも法  
 制局長にもう一度午前中の点をお伺  
 いたしますが、鉱物採掘に關しまして  
 は、通常推定鉱量と確定鉱量というも  
 のがあるそうです。というのは、掘つ  
 て行きますと現在の全鉱区の推定鉱量  
 がどのくらい、實際露頭に現われたの  
 はどのくらいと、二段階がある。工事  
 半ばで中止する場合に推定鉱量まで通  
 常生ずべき損害に入るとは考へられな  
 いのですか、その点はどうか考へられ  
 ますか。

○法制局長(奥野健一君) 恐らく持つ  
 ておるその鉱業権というものを財産と  
 して評価した場合に、或る一定の通常  
 の価格が出るのではないかと。それを最  
 高の限度とする。その評価の場合にど  
 ういふふうにして、或いは現われてい  
 るものだけで通常評価するものか、或  
 りは予想、推定をしたものを含めて評  
 価するものであるか、それはちよつと  
 私にはわかりませんが、会社等の財産  
 として一応鉱業権を評価する、財産の  
 部分とか、そういうふうなことに評  
 価するだらうと思つたのですが、通常評  
 価される方式によつて一応価格が出  
 る。それが通常評価すべきものの最高

限度の金額ではなからうか。  
 ○委員外議員(大野幸一君) 鉱山局長  
 にお尋ねしますが、どうも厚生委員会  
 では、甚だそういう言葉を使つて申  
 ないが、一事務官というか、行政担当  
 者にこういう同意権を与えて最終決定  
 をすることにいつては疑義がある、こ  
 れに對して通産大臣としたほうがい  
 んじやないかという多数決であつたん  
 ですが、まあ実際の面は成るほど通産  
 局長がやられるのでありましようけれ  
 ども、何と言つても執行者は行政の市長  
 がやられるので、この市長の上に行政  
 の事務官の同意ということよりは大臣  
 の同意としたほうがいいんじやないか  
 という多数決だつたんですが、大臣と  
 されても實質上は同じであり、而も考  
 え方如何によつてはその責任を局長に  
 負わしめるということは事が重大であ  
 るために気の毒だとも考へられるん  
 だ、その点を……よほど大臣にする  
 と不便であるとか局長のほうがよろし  
 いか、どつちかで、これは通産大臣と  
 修正しても差支えないものか、まあ政  
 府側の意見を聞いておきたいと思ひま  
 す。

○政府委員(松田道夫君) この決案が  
 仮に通るといたしまして、通産局長と  
 きめられていかんのではないかと、むし  
 ろ政治的な意味も含むから大臣にした  
 ほうがよくなるかということござ  
 います。通産局長が一応よろうと  
 いうふうな感じを持ちます。一応と申  
 上げました根拠は、御承知の通り鉱業  
 法で新しく鉱業権を許可する場合、  
 この場合にも先ほどもちよつと触れ  
 ましたように鉱害の有無等いろいろ判  
 断をいたしまして決定いたすのでござ  
 います。その場合も鉱業法自体によ

りまして通産局長自体に権限が与えら  
 れておるのでございませぬ。その重要な  
 鉱業権の決定、変更、取消に至るまで  
 の権限が通産局長に与えられましたゆ  
 えんのもの一つといたしまして、何  
 といたしまして現場の事情を顧む必  
 要があるというのも一つの理由であ  
 ろうかというふうにお考へますので、通  
 産局長がやりましても、普通の場合に  
 伊東市でない場合におきましても鉱  
 害問題で通産局長が判定をいたし、そ  
 れが権限として与えられておりますの  
 の場合に通産局長で差支えはな  
 らうかというふうにお考へるのであり  
 ますけれども、ただその場合問題の重  
 要性その他から政治的な意味も含めて大  
 臣というふうな御意見でございませ  
 んば、法理的に悪いことかということ  
 は私よくわかりませんが、實際問題とい  
 いたしました手続その他の關係を考へて  
 見ますと一応何といたしまして拒否  
 権を持つ通産局長の現場の意見とい  
 うものを照会するといふふうな恰好で  
 まつて行く。手続は殖えることは殖え  
 ると思ひますが、通産大臣では絶対  
 いかんというふうなことはな  
 いかんと思ひます。そうして又政治問題に重要な  
 問題があるといふふうにお考へますと、  
 通産大臣は通産局長に對しまして一  
 般的な監督権を持つておるわけござ  
 いますから、その指示といふことも場  
 合によつては行い得る途があるかとい  
 うふうにお考へます。

○委員外議員(大野幸一君) 最後に第  
 三條について衆議院議員のかたにお尋  
 ねしますが、建設事業の執行者は、條  
 例の定めるところによる、こういうの  
 がありませぬ、この條例の定めるとこ  
 ろという、條例に對する腹案はあるの

でしようか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) この條例は伊藤市が市條例として作ることにな

つておるわけでございますが、各方面の意見を聞きましてこの法律の趣旨に

合うような條例を、法案が通りましたら皆さんの御指導を得て考えたいと思

つております。今腹案は持つておらな

いのであります。

○委員外議員(大野幸一君) この禁止若しくは制限する権限者は執行者であ

るか、市議会であるか、どつちか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 建設責任者は市長でございます。市長が市の事

務を遂行する場合にはそれ／＼の法令に基いて議会の協賛を経る行くことと

思いますが、責任者は市長でございます。

○委員外議員(大野幸一君) そうすると、この條例自体では特定の区域に對

して鉱区の採掘、鉱物の採取を禁止する

ということをして市議会において條例で定めることはできないわけですね。そ

れはしてはいけないわけですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 市議会の協賛を経る條例を定めることになつて

おります。

○委員外議員(大野幸一君) 私の言うのは、條例というものは自治法にもある

ように手続規定だけを定めるので、條例自体でどこからどこまでの間の禁止

をするとか、制限をするということとは條例では、それは條例の内容にしてはい

いかん、こゝろ私は考えるんだがね。○衆議院議員(遠藤三郎君) お尋ねの通りだと思ひます。

○政府委員(松田道夫君) 大野先生の前に損害が発生した場合に損害を補償する問題が起るかどうかという問題に

関連いたしましたして、どういふ経過で進んで行くかというふうなお尋ねがございましたときに、都道府県の御意見も聞き、従つて知事さんが市長さんの御意見も含めて、従つて温泉への影響は大体ないような場合に鉱業権を設定するであらうというところを御説明いたして、それで実は打切りしましたので、あと補足して頂きたいと思ひますが、そういう予想して鉱業権を設定いたしましては、都道府県の場合に比べて温泉のじやまになるような事態が発生しないとも限りません。そういうような場合にはこの法案等によりまして制限又は禁止が行われる、その場合に損害も発生する可能性があるということでございます。従つて損害を賠償する場合は予想しておかなければならぬというふうに考えますので補足して頂きたいと思ひます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) ほかに御質疑のおありの方は順次御発言下さい。

○委員外議員(大野幸一君) 厚生委員

會で懇談会を開きました当時、最初私が質問いたしました東京通商産業局長

の同意を得てなければならぬ、こういう重大なことについては多数の人が、こ

ういふ重大なるよりは一局長に委ね、事務局長に委ねるよりはむしろ法の体裁、或いは行政機関としての市の理事者を

尊重する意味においてこれは通産大臣としておいたほうがよいのじやないか、こ

ういふ点が多数の人的一致した意見でござい、まあということ、それから通常生ずべき損害、この点につきましても私からいろいろ説明した結果、

鉱区権を買収しなければならぬ、又伊東市は国の置かれてゐる資

困状況から考へまして相当の埋蔵量あり

りとして國家的な資源として掘らねばならぬやうなものであつたならば或る

程度までは伊東市自体も犠牲をしなければならないということも起り得ると思

ふ。要は國家の事業を中心として考へねばならぬと思ひますので、そういう

点は特に強調すべきであると思ふのであります。先ずこの点に對して立案

者のお考へを伺つておきたい。

○衆議院議員(遠藤三郎君) その点につきましては昨日もこの席から申し上げたのであります。情勢が著しく變つ

て参りまして、例えはラジオームがある、或いは非常なすばらしい金が出て

来る、或いは國家的の目地から温泉は仮につぶれてもその鉱物の採掘が大事だとい

ふであつて固執するものではないのであります。要は國家的に見てどうだとい

う考へは当初から變らない次第であります。御了承願ひたいと思ひます。

○石川榮一君 只今の立案者の構想は

立派なものでありますので賛成したのであります。そこで若干将来疑義を

懸すといけませんからお伺ひしたいのであります。第三條の條例の定めるところによ

り、第三條の條例の定めるところによ

り、という点であります。先ほどの御指摘によりましてはおおむねさうである

と思いますが、御答弁であります。間違ひないものであります。例えは市長が執

行者であります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

たしなものであります。例えは市長が執行者であります。市議会が立法をい

るの飽くまで執行者である市長であることが明らかでありまして、條例はその禁止、制限の処分を行う手続、或いは場合においては一般的な基準といつたようなものを定め得るかとも思いますが、條例自体によつて禁止、制限を直接規定することはこの三條の違反でありまして若しそういう直接禁止、制限が條例でなされたといつたしますと、二項が働かなくなつて執行者が通産局長との同意を得るといふ余地がなくなつて参りますから考へましては禁止、制限の処分をなすものは飽くまで執行者に保留するべきものであるといふことは明らかではないか。従いまして條例によつて直接禁止、制限をいたすならばこの法律違反の條例といふことになつて、條例が効力がなないといふことにならうかと思ひます。

○石川第一君 法制局長の見解は頗る明快でありまして、我が意を得たものと考へますが、若しこれに反するようなことがあれば失効であるといふお話をありますから間違いないと思ひますが、更にはつきりしておくと、建前から、そういう過ちを犯させないといふ建前から、「條例の定めるところにより」といふこの文を條例の定むる手続により、特に手続といふことを置つておいたならば、将来そういう間違ひが起り得ないのではないかと思ひますが、提案者は将来のことを予見せられまして、「條例の定めるところにより」とあるを、條例の定める手続により、と修正することに御考慮を払つて頂くことが出来るかどうかをお尋ねいたします。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 只今のお尋ねでございますが、條例の定むる手続により、単なる手続でなくて、提案者のこの本案の考へておられますところは、こういう場合には制限、禁止をすることが出来る、但し實際執行者が禁止する場合には通産局長の同意がなければ禁止ができません、こういうふうな建前になつておられますから、手続といふ言葉では少し足りないのじやないかと、こゝ思つておられます。

○石川第一君 私は執行者が権限があるのでありまして、その執行者が仕事を上においてのその運用するためを條例であらうと思ひますから、そういう間違ひは起らないと思ひますが、民主的な、いわゆるはき違へた民主主義が誤まつてそういうことを起しますと、ややもすると紛擾を將來に殘すといふこともあり得ると思ひますので、この点につきまして必ずしも私は手続といふことを入れよといふ言ひませんが、そういう点を特に御注意を願ひまして、立案者におかれまして御注意を願ひまして、過ちなきを期するよう、特に遠藤先生は伊東市に深き関係がありますので、その点を十分に御注意をしておいて頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 承知いたしました。

○石川第一君 私の質問は終わります。

○前田君 此の問題に關しまして一昨日でしたか、二点お伺ひして、私満ち足りないまま終つたのでありますが、丁度本日先刻來今の石川委員とそれから厚生委員の代表の大野委員の御質問、私の質問と全然同じことなんです。ですから重複の部分は避けたいと思ひますが、私も先ず石川委員の質問

に關連して先にお伺ひしたいと思ひますが、私もこの三條の條例といふのは法制局長の見解を求めて、多分そういう御見解だろつと考へて手続といふ字を入れるべきでないかといふ疑問を持つておつたわけなんです。只今提案者の御意見によりまして、手続ではないと、こういうことでありまして、手続でなくて、又實際、禁止若しくは制限するといふことの規定でなくて何が残るのでありましようか。その点を一つ明らかにお伺ひしたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) 先ほど申しましたように、この一定の地域を定めその地域は禁止の地域とするといつたような定めかたはこれは直接禁止する條例によつて禁止することになるのでないかと思ひますが、他の禁止制限をする手続をどういふふうにしてやるか、或いは利害關係人の意見をどういふふうにして聞くかといつたような手続は勿論であります、單に手続に限るかと言われましても、どういふものが残るかと言われましても、まあ少くとも非常に一般的な何らかの基準的なことを規定する、例へば法に著しき影響を及ぼす虞れのあるといふような程度なんかについて、或る一般的な基準についておきて、それに基いて禁止制限をするといふやうなことであれば、勿論禁止制限は執行者にあるのでありまして、その執行処分権を行う基準をきめるといふのであればいいことではないかと思ひますが、どういふことを條例として予定しておるか、ちよつと只今私としてわかりかねる次第であります。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 只今の御質問であります、條例としましては例へばこの地域はこの地域で採掘を止、或いは土石の採取をすることは禁止することが出来る、一定の手続によつて禁止することが出来るという條例をきめまして、その具体的な禁止を処分をする場合にはその処分がよろしいかどうかといふことを通産局長の同意を得て禁止処分をする。同意が得られなければ禁止処分ができません。こういう建前の條例ができると思ひわけでありませう。

○前田君 法制局長に伺ひますが、今のような趣旨の條例を出すことはどうなんですか。今の御趣旨は禁止区域をあらかじめ定めるといふふうな御意見のように思ふのですが、この地方自治法の規定は公共体の事務について條例を定めるといふやうなことが書いてあると思ふのですが、これは事務に属することなんですか。今お話を、今提案者の御説明のやうなことは……

よつて与えられておるといふことも言えるかと思ひます。併し條例の内容としてどういふことを予定されておるか、今ちよつと直接立案に關係しておられませんので私からはお答えしかねます。

○前田君 私はこの問題は温泉資源と、それから地下の鉱物との衝突した利害とでも言ひますか、それをどう調和すべきかといふ問題で非常に具體的には困難な問題だろつと思ふのであります。従つて伊東市の当局と、それから通産局長の当局とがよほどよく協力しないといふとなかなか行かない。で、この條例のきめ方如何によつてはこの通産局長のほうでまあ何と言ひますか、言葉はいけないかも知れませんが、妙な気持ちを起される場合もあり得る、又逆のことを考へて見ますと、同意を求めて行つても、通産局長はこれに應じない。伊東市の側から見れば当然応ずべきであると思ふにもかかわらず、応じないか、こゝういふやうなことを市のほうから言へば難念せられるわけであらうと思ひます。だからこのところは両方がよほどよく協調し得るやうな法文の書き方をしておかないといふと、あとでいろいろな紛争が起りやしないか、かよつと考へますので、特にこの條例といふ言葉の意味なり書き方なりについて私考へて見たのですけれども、どうもこゝういふことは専門でないで、どうも書いていいのだからか、たゞ今石川委員から手続といふ字を入れたらいいじやないかと、非常に簡單明瞭なふうにならうと思ふので、お尋ねした次第なんではあります、このところはもう少し何とか工夫すべきでないかといふふうにお尋ねするので、この

な地方自治法等の關係であります、この法律によつてこの法律の趣旨に副つた條例をきめ得ることをこれに

條例という文字だけではどうも一〇〇%満足して本法案に同意をするような気持ちになれないというのを申上げておきたいと思ひます。

それから第二の問題、即ち補償の額の問題であります、これはもう確かに將來いへばな紛議の因になりはしないかと、こう思うのであります。仮に金をいとわれないとして、結局鉱業権を買収することよりは、それは無論その鉱物資源を全部評価して買つても、後腐れのないという六月と何とかがという仕事を始める期限みたいなものがどうせありましようから、それで折角買つた鉱業権が消滅するといつたような危険がないという利益だけはあるはずけれども、併しながらそういうことをしておつては伊東市としては無論非常に財政的に困るわけでもありましようし、又こういう法律を苦勞して作る価値がないと思ひるのであります。だからこれはもう少し何とか補償の額の算定方法について工夫をしておくべきでないか、かように私は考へるのであります。提案者の再考を促したいと思ひますが、如何でありますか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 最初の第一点であります、この点につきましては、通産局長並びに通産当局と密接な關係をとりまして、條例の制定等についても通産当局の指導、法制局の指導を受けて、そうしてこの法律の趣旨に背かないような條例を作つて行きたいというのを私は念願しておるわけでありま。その点をまあ再三申上げておるわけでありま。

なほ損害賠償の問題につきましてはいろ／＼衆議院の法制局に研究をして

頂きました、通常生ずべき損害と、こう書いておいて一応権利の保護もできま。それから建前上つきりして行くと、然らば通常生ずべき損害は何かという問題になつて来ますと、個々の具体的問題についてここを掘るとか、あそこを道路をつけるとか、こゝういふふうな問題になつて来ますので、その具体的問題に當つて、そのまゝ常識的にきめて行く以外にはないのじやないかと、こゝういふことでも考へておらなかつたわけでありま。普通この條文の作り方としては大体こゝういふやうな行き方になつておるもので、できればこれ一つお認めを願ひたいと思ひます。

○田中一君 僕は一点だけ伺ひたいのです。まだほかのかたの質疑もあると思ひますが、鉱区の所有者といふものは現在ないと、伊東市が買収してしまつたといふお話ですが、採石業者は相當あるのじやないかと思ひます。この採石業者はどのくらいあるか、おわかりになつておるまいか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 採石の關係は実は詳しいことはわかつておりません。何か一軒くらいあるとかいふこととあります。大したことでありません。問題になつておりません。

○田中一君 ここに土石とあります、土や何か掘つておる者があるのか、おわかりですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 多少採つておるところはあるかも知れませんが、大々的に採つておる人はないと思ひます。問題には全然なつておりません。

○田中一君 そうすると、今一軒くらいある採石業者並びに多少土を採つておるといふものまでも禁止しようという意思があるのですか、それともそれは見逃すといふつもりですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 温泉資源に大きな影響のない問題については、勿論それを禁止するとか制限するとかいふ考へは全然ないわけでありま。○田中一君 そうしますと、現在採石をしておるといふ業者に対して、それ以上やつちやいかんといふやうなことを制限するように、まあ増掘とありますから、今お話を聞きますと、採石業者一軒ぐらいいかれないと思ひますけれども、私はそんなものじやないと思ひます。例えば御承知のように道路を改修するにしても何にしても、砂利なり砕石なり要るのです。まあ海から持つて来れば便利な場合もありましようけれども、採掘したほうが安い場合もあるのです。殊に間知石などいふものはどん／＼採つておるんじやないかと思ひますが、現在ではこの法律が出来るという業者に及ぼす直接の影響といふものは今のところ全然ないといふやうな見通しでいらつしやるのですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 今は私は大した問題はないと思つておる。將來大規模な非常に温泉の枯渇を来たすであろうといつたやうな、心配されるやうな問題になつて来ましたときに初めてこの問題が取上げられると思ひます。

○田中一君 今大野君、石川議員、それから前田議員のやうな非常な懸念もあるのです、條例がどういふ形で出て来

るか、無論それをこの法律が出てから作るのだといふことになりま。今すぐ案を示せといつても無理だと思ひますけれども、それは今日仮にこれが通つたとしましても、伊東市としては十分今までの質疑をよく意思を酌みまして、いわゆる法制局の精神を活かすやうにして欲しい。又何かの機会があればそれをこの委員会にこゝういふ條例を作つたといふことを提示するものと妥當でないかと考へるのであります。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 御趣旨に副うようにしたいと思ひます。

○田中一君 大体、若し質疑も終つたらばこの辺で……

○三輪貞治君 さつきあの條例の点でいろ／＼御疑念があつたのですが、ね。條例そのものが法律の範囲内であるといふことで事務手続をきめるんだといふことを言ひてあるから、若しこの法律の範囲を越える場合は條例そのものは無効であつて、むしろその点はこゝういふ場合が起つた場合にはその條例が無効なんだから懸念はないじやないかといふやうに私は考へるのですが、法制局長さん、どうですか。又最後に通産局長の同意を得なければそれは実際にはやれないわけですか。

○法制局長(奥野健一君) その通りだと思ひます。

○三輪貞治君 それから同じ地方自治法の條例のほうでは、都道府県と市町村の關係の條例については市町村の條例が都道府県の條例に違反する場合には無効とするを書いてあるわけですが、法の法令については書いてないけれど、当然書いてなくても無効なんだといふやうに考へるのですか。

○法制局長(奥野健一君) これは勿論憲法ではつきり法律の範囲内でのみ條例ができることになつておりま。すから、法律に違背することはできないと思ひます。

○前田穰君 今の何に間違ひしまして私の持つておつた疑問は、勿論鉱業法で國が採掘の権利を与へ、それから鉱物を取寄せしめるわけなんです、ところがこの法律で、條例で禁止することができるといふことをこの法律で謳つた場合に、その鉱業法の國が権能を持つておるのだといふ法文と、この法律の條例で禁止することができるといふ法文とがどういふ關係になるか、こゝういふ点に私は疑問を持つておるわけなんです。

○法制局長(奥野健一君) それは若しこの條例で禁止した場合はといふ意味なんです。

○前田穰君 そうです。

○法制局長(奥野健一君) 私の解釈ではこの條例では禁止ができないと思つておるんですが……

○門田定藏君 私も最後に一つ、これまで鉱物の採掘について、伊東市と採掘業者との間に、多少温泉の関係の人たちと問題が起つたことがあるのですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) これは大正年代から年中問題が出ておりました。で一番激しい問題になりましたのは昭和七年の鉱区の設定の問題でありました。そのときには伊東市はもう猛烈な反対をしましたが、到頭設定になりましてそれを遂に莫大な金を出して買収したというふうな経過になっております。その後は禁止区域を設けてもらいたいということを知事の名を以て土地調整委員会に申請をして、土地調整委員会の処分を受けると、こういう経過になつて、現在は喧嘩をしておるわけでも何でもありません。

○門田定藏君 そのうすると、その温泉の協会としては、温泉の湧出に差支えない採掘方法とか、或いは土砂にしても伊東市の観光の風致を損傷しない範圍であつたならばそれは問題ないのですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 全然温泉に影響のないところはこれは問題はないわけですが。

○門田定藏君 この問題について法制局長にちよつとお尋ねしたいと思ひますが、若し採掘業者と伊東市との間にこの辺を採掘すれば温泉の湧出なりに支障が起るといふ温泉のほうではこれはある、採掘業者のほうではこれはこの程度採掘したところで温泉の湧出には何ら差支えない、こういう問題が若し起つた場合、それを採掘業者のほうは差支えないと言ふし、温泉業者のほうは差支えありといふ問題が起つた場合、或いはこれは法廷で問題でも起つた場合に、政府から實際を調査してこのくらいなら採掘を継続しても温泉の湧出に差支えないといふことを実地の検証をすればいいとか、或いはその上とかがいふことを政府で何とか決定してこれをきめるといふことができたらいじやないですか。法制上これはどう考へるのですか。

○法制局長(奥野健一君) 現在のこの法案の状態から行きますと、若し執行者が温泉資源の保護に著しい影響を及ぼす虞れのないものをあつたものとまあ仮に認定して禁止制限をいたしますならば、その処分を受けた鉱業権者がそれに不服であれば、これを禁止、制限の処分の取消、変更を裁判所に求めることができるのであります。そうして裁判所におきましては実地検証等によつて、果して著しい影響を及ぼす虞れがあるかどうか、従つて市長の禁止、制限が適法であるかどうかといふことを内容調査する権限はあると思ひます。併しその場合にはこのままでは政府がそれに関与するといふ途はちよつとなかと思ひます。ただ最近の森林法等の例によりますと、そういう場合に土地調整委員会に不服の途を与えているような例があります。そういうつたような又立法でも出しますならば、政府のほうでそういうことに関与する場合が出て来ると思ひます。

○門田定藏君 私も大体、法律の今素人でありますが、余り抽象的に私にもびんとせんであります。若しそういう温泉業者と採掘業者との間に問題が起きました場合に今法制局長から御説明があつた通りですが、それでは政府のほうでこれは差支えないとかあるとかというだけ技術的に、これを科学的にはつきり証明させて、何からやつて、これは差支えないといふことになれば継続してもよく、差支えあるといふことがはつきりすれば採掘はできない。これはこうしたもつとはつきりした明文を書いたらどうですか。

○衆議院議員(遠藤三郎君) この修正案で通産局長が同意しなければ禁止、制限をすることができません。通産局長が差支えないと思へばこれは同意と、差支えあると思へば同意しない、こういうふうなことになりまして、最後の決定は政府がするといふような建前になつておるのです。鉱業権の監督行たる鉱山局長がやる、こういう建前になつておるわけですが、そのところは一応そういう規定になつておるわけではあります。

○委員(廣瀬興兵衛君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員(廣瀬興兵衛君) 速記をとめて。(速記中止)

○石川一君 先ほどのいわゆる條例によつて、果して著しい影響を及ぼす虞れがあるかどうか、従つて市長の禁止、制限が適法であるかどうかといふことを内容調査する権限はあると思ひます。併しその場合にはこのままでは政府がそれに関与するといふ途はちよつとなかと思ひます。ただ最近の森林法等の例によりますと、そういう場合に土地調整委員会に不服の途を与えているような例があります。そういうつたような又立法でも出しますならば、政府のほうでそういうことに関与する場合が出て来ると思ひます。

○政府委員(松田道夫君) 昨日も鉱業法の三十五條を御引用になりました。この法律との関係を、鉱業法との関係を御尋ね頂きましたときに、事務的に考えますと、鉱業法、更には土地調整委員会運用によりまして十分目的は果せる、従つて特にこういう法律がなくともよろしくやつて行けるであらうと當局は考へますと申上げたのであります。ただ現在の段階におきましてこの法案が通過いたします、そうなりますと、鉱業法だけでいいと申しました趣旨は、通産局長がこれの関連した権限を持つておられます上に、一章の「左の処分」といふものと両者の別になることを実は恐れるという点が反対な気持を事務当局が持ちました理由の一つでございます。そういう場合に同意といふことで両方の関連が結ばれたのでその点は止むを得ないと存じます。今日もたび／＼出しました今の條例の点でございますが、これについての私の意見を述べようといふことでございませうけれども、非常にデリケートな細かい議論になりまして恐縮でございますが、いろいろ御意見なり御質問などを伺つておりました私の気にかかりましては市長の許可を受けなければならぬといふふうな條例自体の中にそういうことが書き込まれて、許可処分、不許可処分は市町村長がおやりになるのですけれども、條例そのものでこの地域については市長の許可を受けなければならぬといふ條例が仮に出たとしても、許可処分にかつたこと自体がすでに制限というふうには私は解釈いたすのでございます。そういう意味の制限すらもこの條例には書けないのだといふことがはつきりいたしますと、同意といふことでパイプを繋ぎましたゆえんが活きて来る。又それがパイプで繋ぎました意味がなくなつて来る。例えれば許可を受けなければならぬといふ條例が條例の中に織込まれて、許可を申請いたしましたにもかかわらず、許可されぬ。不許可処分がございませぬと、不許可処分をされる場合には通産局長の同意ということになりますけれども、不許可処分をされぬその地域については許可を受けなければならぬといふ制限のしつ放しといふことも非常に悪く考へますとあり得ますので、そういう意味も私の感じでは許可処分にかけること自体も制限というふうには考へまして、今日ここでいろいろ御意見、御回答のございました中の制限という字句の中にはそういうものも入る。従つて條例ではそういうことも書かない。又書けば法制局長の御意見のようにならぬといふことをはつきりして頂く必要があるだらうかと思ひます。特にこういう点で心配いたします。特にこういう点で心配いたします。せんけれども、條例そのものが仮に法律違反だといふことの解釈を我々が仮にしてみらるであらうか。そういう訴訟、訴訟と申しますか、そういう、外の点が実は私不勉強でよくはわかりませんが、途が開けていないのではなからうかと考へますので、鉱業権者なり、或いは採掘業者なり、そういうものがそういう仮に間違つた言ひ方だと、法制局長で、更にここで討議された條例が出来ます場合の救済方法も考へなければならぬといふ点から制限、又は禁止、露骨に制限又は禁止でなくして、いわゆる法理論的に申しまして制限、又は禁止の内容を持たなければ実質上そういう制限、禁止を課するやうな條例は條例の中に入らないといふことをはつきりして頂かないことには同意と申す。従つて折角結んで頂く趣旨が没却されるというふうには考へます。

○委員(廣瀬興兵衛君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員(廣瀬興兵衛君) 速記をとめて。(速記中止)

○石川一君 先ほどのいわゆる條例によつて、果して著しい影響を及ぼす虞れがあるかどうか、従つて市長の禁止、制限が適法であるかどうかといふことを内容調査する権限はあると思ひます。併しその場合にはこのままでは政府がそれに関与するといふ途はちよつとなかと思ひます。ただ最近の森林法等の例によりますと、そういう場合に土地調整委員会に不服の途を与えているような例があります。そういうつたような又立法でも出しますならば、政府のほうでそういうことに関与する場合が出て来ると思ひます。

○政府委員(松田道夫君) 昨日も鉱業法の三十五條を御引用になりました。この法律との関係を、鉱業法との関係を御尋ね頂きましたときに、事務的に考えますと、鉱業法、更には土地調整委員会運用によりまして十分目的は果せる、従つて特にこういう法律がなくともよろしくやつて行けるであらうと當局は考へますと申上げたのであります。ただ現在の段階におきましてこの法案が通過いたします、そうなりますと、鉱業法だけでいいと申しました趣旨は、通産局長がこれの関連した権限を持つておられます上に、一章の「左の処分」といふものと両者の別になることを実は恐れるという点が反対な気持を事務当局が持ちました理由の一つでございます。そういう場合に同意といふことで両方の関連が結ばれたのでその点は止むを得ないと存じます。今日もたび／＼出しました今の條例の点でございますが、これについての私の意見を述べようといふことでございませうけれども、非常にデリケートな細かい議論になりまして恐縮でございますが、いろいろ御意見なり御質問などを伺つておりました私の気にかかりましては市長の許可を受けなければならぬといふふうな條例自体の中にそういうことが書き込まれて、許可処分、不許可処分は市町村長がおやりになるのですけれども、條例そのものでこの地域については市長の許可を受けなければならぬといふ條例が仮に出たとしても、許可処分にかつたこと自体がすでに制限というふうには私は解釈いたすのでございます。そういう意味の制限すらもこの條例には書けないのだといふことがはつきりいたしますと、同意といふことでパイプを繋ぎましたゆえんが活きて来る。又それがパイプで繋ぎました意味がなくなつて来る。例えれば許可を受けなければならぬといふ條例が條例の中に織込まれて、許可を申請いたしましたにもかかわらず、許可されぬ。不許可処分がございませぬと、不許可処分をされる場合には通産局長の同意ということになりますけれども、不許可処分をされぬその地域については許可を受けなければならぬといふ制限のしつ放しといふことも非常に悪く考へますとあり得ますので、そういう意味も私の感じでは許可処分にかけること自体も制限というふうには考へまして、今日ここでいろいろ御意見、御回答のございました中の制限という字句の中にはそういうものも入る。従つて條例ではそういうことも書かない。又書けば法制局長の御意見のようにならぬといふことをはつきりして頂く必要があるだらうかと思ひます。特にこういう点で心配いたします。特にこういう点で心配いたします。せんけれども、條例そのものが仮に法律違反だといふことの解釈を我々が仮にしてみらるであらうか。そういう訴訟、訴訟と申しますか、そういう、外の点が実は私不勉強でよくはわかりませんが、途が開けていないのではなからうかと考へますので、鉱業権者なり、或いは採掘業者なり、そういうものがそういう仮に間違つた言ひ方だと、法制局長で、更にここで討議された條例が出来ます場合の救済方法も考へなければならぬといふ点から制限、又は禁止、露骨に制限又は禁止でなくして、いわゆる法理論的に申しまして制限、又は禁止の内容を持たなければ実質上そういう制限、禁止を課するやうな條例は條例の中に入らないといふことをはつきりして頂かないことには同意と申す。従つて折角結んで頂く趣旨が没却されるというふうには考へます。

○委員(廣瀬興兵衛君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員(廣瀬興兵衛君) 速記をとめて。(速記中止)

○石川一君 先ほどのいわゆる條例によつて、果して著しい影響を及ぼす虞れがあるかどうか、従つて市長の禁止、制限が適法であるかどうかといふことを内容調査する権限はあると思ひます。併しその場合にはこのままでは政府がそれに関与するといふ途はちよつとなかと思ひます。ただ最近の森林法等の例によりますと、そういう場合に土地調整委員会に不服の途を与えているような例があります。そういうつたような又立法でも出しますならば、政府のほうでそういうことに関与する場合が出て来ると思ひます。

○政府委員(松田道夫君) 昨日も鉱業法の三十五條を御引用になりました。この法律との関係を、鉱業法との関係を御尋ね頂きましたときに、事務的に考えますと、鉱業法、更には土地調整委員会運用によりまして十分目的は果せる、従つて特にこういう法律がなくともよろしくやつて行けるであらうと當局は考へますと申上げたのであります。ただ現在の段階におきましてこの法案が通過いたします、そうなりますと、鉱業法だけでいいと申しました趣旨は、通産局長がこれの関連した権限を持つておられます上に、一章の「左の処分」といふものと両者の別になることを実は恐れるという点が反対な気持を事務当局が持ちました理由の一つでございます。そういう場合に同意といふことで両方の関連が結ばれたのでその点は止むを得ないと存じます。今日もたび／＼出しました今の條例の点でございますが、これについての私の意見を述べようといふことでございませうけれども、非常にデリケートな細かい議論になりまして恐縮でございますが、いろいろ御意見なり御質問などを伺つておりました私の気にかかりましては市長の許可を受けなければならぬといふふうな條例自体の中にそういうことが書き込まれて、許可処分、不許可処分は市町村長がおやりになるのですけれども、條例そのものでこの地域については市長の許可を受けなければならぬといふ條例が仮に出たとしても、許可処分にかつたこと自体がすでに制限というふうには私は解釈いたすのでございます。そういう意味の制限すらもこの條例には書けないのだといふことがはつきりいたしますと、同意といふことでパイプを繋ぎましたゆえんが活きて来る。又それがパイプで繋ぎました意味がなくなつて来る。例えれば許可を受けなければならぬといふ條例が條例の中に織込まれて、許可を申請いたしましたにもかかわらず、許可されぬ。不許可処分がございませぬと、不許可処分をされる場合には通産局長の同意ということになりますけれども、不許可処分をされぬその地域については許可を受けなければならぬといふ制限のしつ放しといふことも非常に悪く考へますとあり得ますので、そういう意味も私の感じでは許可処分にかけること自体も制限というふうには考へまして、今日ここでいろいろ御意見、御回答のございました中の制限という字句の中にはそういうものも入る。従つて條例ではそういうことも書かない。又書けば法制局長の御意見のようにならぬといふことをはつきりして頂く必要があるだらうかと思ひます。特にこういう点で心配いたします。特にこういう点で心配いたします。せんけれども、條例そのものが仮に法律違反だといふことの解釈を我々が仮にしてみらるであらうか。そういう訴訟、訴訟と申しますか、そういう、外の点が実は私不勉強でよくはわかりませんが、途が開けていないのではなからうかと考へますので、鉱業権者なり、或いは採掘業者なり、そういうものがそういう仮に間違つた言ひ方だと、法制局長で、更にここで討議された條例が出来ます場合の救済方法も考へなければならぬといふ点から制限、又は禁止、露骨に制限又は禁止でなくして、いわゆる法理論的に申しまして制限、又は禁止の内容を持たなければ実質上そういう制限、禁止を課するやうな條例は條例の中に入らないといふことをはつきりして頂かないことには同意と申す。従つて折角結んで頂く趣旨が没却されるというふうには考へます。

○委員(廣瀬興兵衛君) 速記をとめて。(速記中止)



○衆議院議員(遠藤三郎君) 只今鉦山局長のお話ですが、その点は実質的に制限、禁止する場合にはどういふ形式になるということを言わないで、形式から離れて通産局長の同意を受ける、こう考えますから、その点御了承願いたいと思います。なお條例等を作る場合には、私も実際は素人でありましてよくはわかりませんが、通産当局に御相談いたしましたして間違いないようなものを作りたいと、こう思っております。

○石川榮一君 大体鉦山局長の懸念されるところはわかりました。私どもも同じような感じを持つているわけでありまして、繰返して申し上げますが、各議員の質問は主としてそこに集中されているようでありまして、そういう観点から考えまして、委員並びに当局等もその條例というものについては心配をしているのであります。ここで立案者と委員との間に一応意見が一致いたしました場合は、勿論法律上の解釈ではさように解釈されるのであります。さういふのであります。この鉦山の採掘なんというものはややもすると山師的なものも出て参ります。少しゆるんだ市條例を公布しますと、それに対して種々な利権屋がいわゆる鉦山業者、それらの隊に乗じていろいろのたくらみをするということもあり得る。こうなりますと市当局は却つて迷惑するということもありますので、むしろこの際立案者は成るべくこの條例に対してははつきりしたいわゆる手続だけを規定するものであるということにしつかりした見解を立てておきますと、むしろあとで市当局が困るということが起きて参ると思ひますが、

そういう点については十分な御注意を頂きたい。附言いたして申し上げます。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 承知いたしました。

○委員長(廣瀨與兵衛君) 別に御発言もないうでありますから質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀨與兵衛君) 異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀨與兵衛君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。伊東國際観光文化都市建設法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀨與兵衛君) 全会一致でございませう。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容と事後の手続は例によりまして委員長に御一任を願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀨與兵衛君) 御異議ないと認めます。

次に本法案を可とされたかたは成規の手続により順次御署名を願います。

多数意見者署名

田中 一 石川 榮一

島津 忠彦 前田 穰  
 深水 六郎 門田 定藏  
 三輪 貞治 東 隆  
 ○委員長(廣瀨與兵衛君) 本日はこれを以て散会いたします。  
 午後一時三分散会

昭和二十七年十一月一日印刷

昭和二十七年十一月四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局